

正副会長の活動状況

任期の3分の2が経過して

日本弁理士会副会長 **金坂 憲幸**

1. はじめに

私の副会長としての任期も、ようやく3分の2が経過した。平成21年度の執行部は、筒井会長以下、副会長8名と執行理事11名の合計20名のメンバーでスタートした。今年度の執行役員会は、執行理事に会務経験の豊かな副会長経験者3名、次期副会長予定者3名、弁護士・弁理士1名が含まれていることもあり、幅広い視点で議論がなされ、活気がある。筒井会長は、任期2年の1年目であり、マニフェストに沿った事業計画を推進すべく執行役員会を積極的に総理し、比較的真面目ぞろいの任期1年の我々副会長達は一丸となって会長を補佐している。

2. 会務

執行役員会は、原則として毎週水曜日午前10時から午後5時までである。開催にあたり、先ず役員室の室長から今後の予定や連絡事項等について一通りの説明がなされる。役員は他の会合等で中座を余儀なくされることがあり、そのため、役員会の定足数には特に注意が払われている。

午前の部は原則として12時まで行われる。しかしながら、重要案件が多く、各担当の説明やそれに対する議論で時間が長引き、12時半を超えることは多々あり、それに伴い昼休み時間も短縮される。昼食は、別室で皆さんと揃って弁当を頂く。毎回メニューが異なり、楽しみで気の休まるひと時である。その後の午後の部も、議案が終了するまで殆ど休憩なしで行われ、終了したときは疲労感と達成感で一杯になる。

私の担当する会員の問題については、内容が濃く対応が難しい事案が多いが、何よりも心強い弁護士・弁理士の執行理事にお手伝い頂いているため、非常に助かっている。また、業務対策については、経験豊富な執行理事にお手伝い頂いているため、こちらも大変助かっている。

3. 主な委員会における今年度の10月14日現在の処理状況についての報告

(1) コンプライアンス

苦情相談窓口における苦情件数は18件であり、うち5件が現在対応中である。対応結果のうちの7件が問題解決、5件が不調、1件が取り下げとなっている。苦情終了後の対応として、会員指導が2件、処分請求が1件となっている。因みに、前年度の苦情件数は、25件であったが、今年度はこれを超えそうである。

(2) 綱紀

調査請求件数は、10件であり、現在調査中である。昨年度は、8件であった。うち、6件が弁理士法第49条第1項に該当事実なし、2件が該当事実ありであった。

(3) 審査

送致件数は、0件である。昨年度は、2件であった。

(4) 不服審議

申立件数は、2件である。昨年度は、1件であった。

(5) 紛議調停

申立件数は、0件である。昨年度は、1件であった。

なお、綱紀等は、案件によって当該年度の委員会がそのまま次年度にまたがって継続する場合があります。今年度は昨年度の綱紀委員会と審査委員会がそれぞれ継続していた。

(6) 弁理士推薦

推薦案件は、発明協会、特許庁、文部科学省、裁判所等から15件で、推薦人数は54名である。昨年度は46件で、推薦人数は約140名であった。今後、弁理士試験委員を始め多数の推薦依頼が予想される。

(7) 業務対策

弁理士法に違反していると考えられる代理人の調査を継続して実施し、法令に基づいて適切な対応法を検討し、実施している。また、本部と支部との情報の共有化についての施策について、アンケートを実施し、現

在検討中である。

(8) 選挙管理

選挙運動に関するガイドラインについて一部改正を行なった。また、役員選挙規則についても一部改正について現在審議中である。立候補届出の撤回期限 10 月 9 日（金）午後 5 時に、候補者数が定員を超えなかったため、当選人が確定した。これで、次年度の副会長も決まり、次年度会務検討委員会が始動するので、一安心である。

(9) 継続研修未受講者の処分検討ワーキンググループ

会則第 57 条第 2 項、内規第 94 号「継続研修実施細則」第 45 条及び第 46 条に規定する、継続研修における未受講者、義務不履行者に関する処分に至る手続、処分に至らないための是正策、処分の内容等について

検討中である。

3. おわりに

担当委員会の数が多いことから、担当ではない他の委員会等についてはなかなか手が回らない。初期は、あれもやらなければいけない、これもやらなければいけないと、頭の中がパニック状態であったが、ようやく一つずつ処理していくことに喜びを味わえるようになった今日この頃である。本当に素晴らしい経験をさせてもらっている。あと 3 分の 1 任期があるので、悔いを残さぬよう一生懸命頑張りたいと思う。

今後とも日本弁理士会の会務活動へのご支援、ご協力を賜りますよう、お願い致します。

